「丸亀市総合計画・行政改革プラン・自治基本条例」に関するアンケート

市民の皆様には、日頃より市政にご協力をいただき、ありがとうございます。

丸亀市では、現在、まちづくりの指針である「第二次総合計画」の後期基本計画や、持続可能な行財政運営を目指すための「第５次行政改革プラン」の策定作業を進めています。

また、丸亀市の憲法ともいうべき「丸亀市自治基本条例」について、５年ごとに行う検証作業をすすめています。

そこで、市民の皆様が日常生活の中で感じていることをお聞かせいただき、それぞれの計画の策定や条例の検証に反映させていくため、アンケートを実施することといたしました。

お願い

丸亀市にお住まいの１６歳以上の方から、無作為に３，０００人を抽出させていただきました。お忙しいとは存じますが、次ページのいずれかの方法で

6月14日（月）

までにご回答くださいますようお願いいたします。

このアンケートは無記名でご回答いただき、結果は統計的に処理いたします。個別に公表するようなことは決してありません。

なお、アンケートの所要時間は15分程度です。趣旨をご理解いただき、お手数ですが、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和３年５月

丸亀市
MARUGAME CITY

●ご回答にあたって

※ あて名となっているご本人がご記入くださいますようお願いいたします。
※ 設問によって、回答が「１つだけ○」、「２つまで○」、「３つまで○」などと限定されている場合がありますので、記載内容に従って、あてはまる番号に○をつけてください。
※ 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが、（　　）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。

問い合わせ先

アンケートについてのお問い合わせは下記までお願いいたします。
丸亀市市長公室秘書政策課
TEL：２４－８８３９　　FAX：２４－８８６０
E-mail：seisaku-t@city.marugame.lg.jp

※ 返信用封筒の表面左側にあるバーコード「　　」は、料金受取人払のために郵便局が使用するものであり、個人を特定するためのものではありません。

回答方法　※次のいずれかの方法で回答してください。

①インターネット回答

・スマートフォン、タブレット、パソコンで下記へアクセスして回答してください。

https://rsch.jp/28e9f95b19c869ca/login.php

ＩＤ「marugame」　　パスワード「chousa01」

・インターネット回答された場合、この調査票への記入及び返送は必要ありません。

令和

◎インターネット回答の流れ

1．ウェブブラウザのインターネットアドレス欄に、下記のアドレスを半角の英字小文字ですべて入力し、キーボードの「ＥＮＴＥＲ」キーを押してください。

スマートフォンからは、上記QRコードを読み取って回答ページにアクセスできます。

2．表示されたページで、ＩＤ・パスワードを入力し、「上記に同意してアンケートに参加する」をクリックしてください。

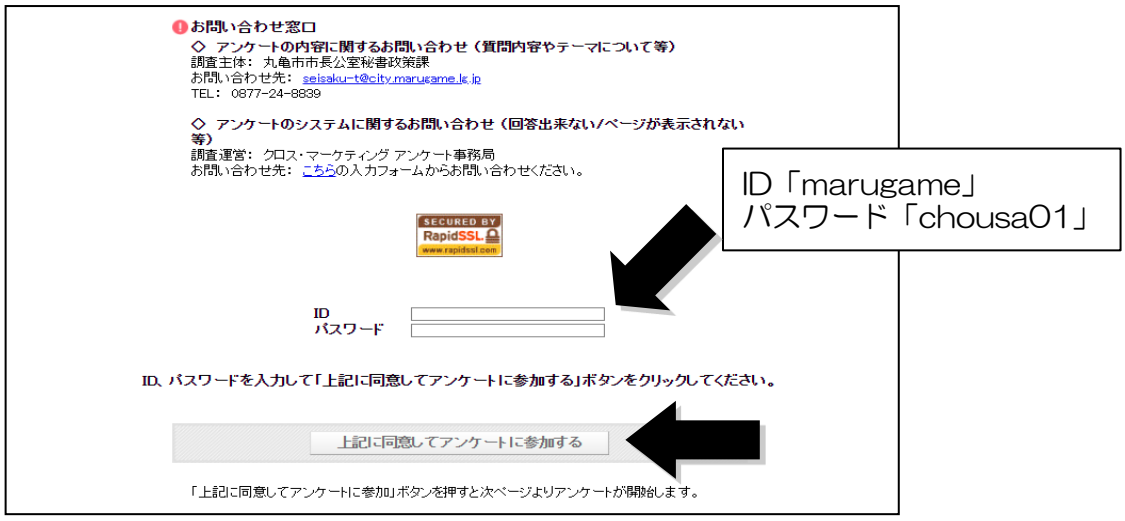

3．以降、案内に従って回答を入力してください。

②　調査票（この冊子）による回答

・問いの指示に従って調査票に直接ご記入ください。
・記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへご投函ください。
（切手を貼る必要はありません）

あなた自身のことについておたずねします。

あてはまる番号に○印をご記入ください。

問１．　あなたの性別を教えてください。

１．男	２．女	３．その他	４．回答しない

問２．　あなたの年齢を教えてください。

１．１６～１９歳	２．２０～２９歳	３．３０～３９歳	４．４０～４９歳
５．５０～５９歳	６．６０～６９歳	７．７０歳以上	

問３．　あなたがお住まいの地域を教えてください。

１．城北コミュニティ	２．城西コミュニティ
３．城乾コミュニティ	４．城坤コミュニティ
５．城南コミュニティ	６．土器コミュニティ
７．飯野コミュニティ	８．川西コミュニティ
９．郡家コミュニティ	１０．垂水コミュニティ
１１．本島コミュニティ	１２．広島コミュニティ
１３．栗熊コミュニティ	１４．岡田コミュニティ
１５．富熊コミュニティ	１６．飯山南コミュニティ
１７．飯山北コミュニティ	
１８．ご不明な場合は町名をお答えください（　　町）	

丸亀市での生活についておたずねします

問４．　あなたが丸亀市に住みはじめてからの期間を教えてください。（１つだけ○）

１．１年未満	２．１年以上 ３年未満	３．３年以上 ５年未満
４．５年以上 １０年未満	５．１０年以上 ２０年未満	６．２０年以上

問５．　丸亀市のどのようなところに魅力を感じていますか。（２つまで○）

１．自然環境が豊かである	２．歴史・文化が豊かで個性がある
３．通勤・通学など交通の便がよい	４．買い物など日常生活が便利
５．趣味や娯楽が楽しめる	６．福祉や医療の面で安心できる
７．子育てがしやすい	８．近所づきあいや人間関係が豊かである
９．防犯や防災の面で安心できる	１０．産業が盛んで働きやすい
１１．行政サービスが充実している	１２．その他（　　）

問６．　丸亀市のどのようなところが魅力に乏しい、あるいは住みにくいと感じていますか。（２つまで○）

１．自然環境に乏しい	２．まちの魅力に乏しく、個性がない
３．通勤・通学など交通の便が悪い	４．買い物など日常生活が不便
５．趣味や娯楽の場が少ない	６．福祉や医療の面で安心できない
７．子育てがしにくい	８．近所づきあいや人間関係に乏しい
９．防犯や防災の面で安心できない	１０．産業が停滞し働く場が少ない
１１．行政サービスがよくない	１２．その他（　　）

問７．　あなたは、これからも丸亀市に住み続けたいと思いますか。（１つだけ○）

１．これからもずっと住み続けたい
２．いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい
３．離れたくないが、市外へ移転することになると思う
４．市外に移転したい

（丸亀市の現状と今後の取り組みについて）

問8.　　市では今年３月に新しい庁舎が完成し、新たな拠点でのまちづくりをスタートしています。そこで、今後さらに魅力的な丸亀市を目指していくために、市が現在進めている取組の現状の「満足度」と、今後の取組としての「重要度」をおたずねします。下記のすべての各項目について、それぞれあてはまるものに<u>１つだけ○</u>をつけてください。

評価＼項目		現在の満足度					今後の重要度				
		満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	分からない	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からない
	例　○○○○の充実に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自然との共生	１ 省エネルギーや再生可能エネルギー使用の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	２ ゴミの減量化やリサイクルに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	３ 海、河川、山林などの自然環境の保全	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	４ 自然に親しめるレクリエーション施設や親水護岸などの整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
生活環境の整備	５ 高速道路や国道、県道など幹線道路の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	６ 市内をつなぐ一般道路の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	７ 高齢者などが移動しやすい環境の整備（バリアフリー）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	８ 鉄道・バスなど公共交通の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	９ 無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１０ 景観に配慮したまちづくりに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１１ 公営住宅や宅地の整備に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１２ 生活排水・産業排水などの処理に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１３ 公園・緑地の充実及び維持管理に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１４ 丸亀港における港湾やアクセス道路などの整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１５ ゴミやし尿の収集処理に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１６ 墓地や葬儀に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１７ 離島航路や島内交通の整備などに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
安全確保	１８ 消費者被害の保護に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	１９ 消防や救急体制の整備、自然災害への備えに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	２０ 交通安全や防犯対策に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
産業の振興	２１ 農林水産業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	２２ 商業やサービス業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	２３ 既存企業の支援や企業誘致など、工業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	２４ 観光地のネットワークづくりなど、観光産業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	２５ 雇用機会の創出などに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

評価＼項目		現在の満足度					今後の重要度				
		満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	分からない	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からない
教育・文化の振興	２６ 心を豊かにし生活に役立つ生涯学習の充実に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	２７ 世代間の交流があり、地域社会で子どもを育成する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	２８ 学校教育の充実、教育施設の整備に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	２９ 青少年の健全育成、指導等に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３０ 芸術や地域文化の継承や振興に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３１ 名所や文化財の保護・活用に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３２ スポーツ・レクリエーションの充実に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
健康・福祉の充実	３３ 身近な地域における地域福祉に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３４ 健康づくりや身近な医療環境の充実に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３５ 高齢者の健康づくりや福祉サービスに関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３６ 障がい者の就労支援や福祉サービスに関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３７ 保育サービスや子育て相談など子育て支援に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	３８ 介護保険制度の普及や介護サービスの充実に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
情報	３９ 行政による広報活動、情報公開、個人情報保護に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４０ 地域社会のデジタル化、先端的な情報技術を活用した生活の構築	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４１ 情報・通信基盤の整備に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
市民活動	４２ 地域住民によるコミュニティ活動の支援に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４３ 市民活動団体など公益的な活動の支援に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４４ まちづくりや行政への市民参画に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
その他	４５ 人権教育、啓発活動など人権尊重に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４６ 男女が共に活躍するための啓発や支援に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４７ 国際交流や外国人が暮らしやすい地域づくりに関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４８ 健全な財政運営に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５
	４９ 行政活動の着実な進行管理や効率的な行政運営に関する取り組み	１	２	３	４	５	１	２	３	４	５

問９.　まちづくり全般に対するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

行政改革についておたずねします

（今後のまちづくりのあり方について）

問10.　市では、多くの分野（教育、環境、道路、消防、産業、福祉など）について行政サービスを展開していますが、今後、税収など歳入が減少する前提で考えた場合、限られた財源の中であっても、市民の皆さんの満足度につながる望ましい行政サービスのあり方として、次の①～④の項目ごとに、あなたの考えに近いものを選んでください。**（それぞれ１つだけ○）**

① 行政サービス全般の水準と市民の負担について

1．　今の世代の負担が増えても、支出は減らさずに、行政サービスの水準を向上していくべき
2．　将来世代に負担を残しても、支出は減らさずに、行政サービスの水準を向上していくべき
3．　将来世代に負担を残さないように、収入環境の悪化に合わせて支出を減らすよう、行政サービスの水準を見直すべき
4．　その他（　　）
5．　分からない

② 福祉などソフト事業に関するサービス水準について

1．　経費が増えても、サービス水準を維持していくべき
2．　経費を抑制するため、サービス水準を下げてもやむを得ない
3．　その他（　　）
4．　分からない

③ 道路、公共施設などハード事業の整備水準について

1．　経費が増えても、現状の規模や水準を維持していくべき
2．　経費を抑制するため、現状の規模や水準を下げてもやむを得ない
3．　その他（　　）
4．　分からない

④ 公共施設の使用料とサービス水準について

1．　公共施設のサービス水準を維持するためには、利用者の負担を上げる（使用料が増える）こともやむを得ない
2．　公共施設のサービス水準が下がったとしても、利用者の負担は上げない（使用料は変えない）方がよい
3．　その他（　　）
4．　分からない

問11.　行政サービスを実施するうえでは、業務の民間委託や、地域コミュニティやNPOとの協働など、民間の活力を活用する手法がありますが、次のうち、あなたの考えに近いものはどれですか。（１つだけ○）

1．民間でできることは、すべて民間を活用すべきである
2．経費やサービスの質が維持されるのであれば、民間活用すべきである
3．経費節減やサービス向上に繋がるのであれば、民間活用すべきである
4．公的サービスは行政が行うべきであり、民間活用すべきでない
5．その他（　　）
6．分からない

問12.　国ではデジタル庁の設置が予定されるなど、社会全体のデジタル化が強く進められようとしています。あなたは、今後行政手続や行政サービスのデジタル化が一層進むことで、サービスがどのように良くなることを期待しますか。（○はいくつでも）

1．市役所での複数の手続きが１か所の窓口で済む
2．窓口で名前や住所の印字された申請書が出力できて、何度も同じことを書かなくて済む
3．窓口に出向かなくても、インターネットを通じて行政手続（届け出や申請）が可能となる
4．窓口に出向かなくても、インターネット上で情報交換や相談（オンライン・チャット相談）ができる
5．チャットボット（※）の導入により、ホームページを通じて24時間手続きが調べられたり、市役所内の自分の行きたい場所が調べられる
6．子育て情報など、自分の必要な情報が市からの自動配信で受けられる
7．マイナンバーカードの活用により、行政手続の添付書類（各種証明書）が減ったり、保険証や免許証利用などが進む
8．税金や施設の使用料などの公共料金がキャッシュレスで支払いできる
9．加工・利用できる行政データ（オープンデータ）の範囲が広がる
10．デジタルサービスの操作方法の支援や、講習会が受けられる
11．その他（　　）
12．特にない
13．分からない

※パソコン等を通じての自動対話機能による応対

問13.　あなたは、社会全体のデジタル化が進むことについて、どのようなことに不安を感じますか。（○はいくつでも）

1．情報通信機器を利用できる人とできない人の間に格差が生じる
2．個人情報の流出やプライバシーの侵害などの危険性がある
3．情報が氾濫し、取捨選択が困難になる
4．機器の購入や通信費などの経済的負担が増加する
5．ネットワーク切断の事故などにより、社会的混乱が生じる
6．その他（　　）
7．特にない
8．分からない

問14.　行政改革に対するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

自治基本条例についておたずねします

■丸亀市自治基本条例（平成18年10月施行）とは

地方分権が進むなかで、地方自治体の環境が大きく変わり、特色のある自治体運営が求められています。そこで丸亀市では、市民のみなさんとともに個性豊かで自立した地域社会をつくるために「丸亀市自治基本条例」を制定しました。この条例は、丸亀市の“憲法”ともいうべき条例で、丸亀市の自治の基本となる理念・原則を明らかにするとともに、市民の権利や責務、市議会の権能と責務、市長や市職員の責務、市民参画と協働（※）、市政運営の原則などについて明確にし、「まちづくり」に関する基本的な考え方について定めています。

(※) 市民参画･･･市の政策の立案や実施、評価に至る過程に、責任を持って主体的にかかわること。

協働(きょうどう)･･･市民と市が、それぞれの責任と役割分担にもとづき、おたがいの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うこと。

問15.　「丸亀市自治基本条例」を知っていますか。（１つだけ○）

１．内容をよく知っている
２．読んだことがある
３．読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある
４．まったく聞いたことがない

問16.　問15で１～３と回答した方におたずねします。
「丸亀市自治基本条例」を何で知りましたか。（○はいくつでも）

１．広報「まるがめ」	２．丸亀市のホームページ
３．丸亀市の研修会・出前講座	４．丸亀市のチラシなど
５．ケーブルテレビ放送	６．市議会テレビ中継
７．友人・知人や家族	８．その他（　　）

～自治基本条例（抄）～

（コミュニティ活動）
第12条　市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

2　市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

（市民公益活動）
第13条　市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

（協働）
第20条　市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。

2　市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

問17．　コミュニティ活動や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。**（１つだけ○）**

1.　現在も積極的に参加している	2.　現在もときどき参加している
3.　過去に参加したことがある	4.　参加したことはないが、今後参加してみたい
5.　参加したいと思わない	

問18．　まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。**（３つまで○）**

1.　時間	2.　活動する場所
3.　健康や体力	4.　参加するための知識・技術
5.　参加するきっかけ	6.　一緒に活動する仲間
7.　活動団体や活動内容に関する情報	8.　その他（　　）

問19．　上記の自治基本条例第20条には、「市民及び市は、（中略）協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。」と規定されていますが、丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。**（１つだけ○）**

1.　非常に進んでいる	2.　進んでいる
3.　あまり進んでいない	4.　進んでいない
5.　分からない	

問20.　丸亀市では、これからの協働のまちづくりの拠点施設として、令和３年３月22日に市民交流活動センター（愛称：マルタス）をオープンしました。このマルタスにどのようなことを期待しますか。**（○はいくつでも）**

1.　様々なワークショップなどの開催	2.　新しい人との出会いやつながり
3.　まちの情報（観光やイベント）の提供	4.　市民活動に関する相談窓口の存在
5.　大学や企業などと連携した企画の実施	6.　その他（　　）
7.　特にない	

～自治基本条例（抄）～

（情報の公開及び共有）
第14条　市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。

２　前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問21.　日ごろ、どのような方法で市政に関する情報を得ていますか。**（○はいくつでも）**

1.　広報「まるがめ」	2.　ホームページ
3.　市公式フェイスブック	4.　市公式インスタグラム（マルカメラ）
5.　ポスター、パンフレット、チラシ	6.　情報公開コーナー
7.　出前講座	8.　市の窓口（電話での質問を含む）
9.　議会の傍聴（テレビ中継を含む）	10.　自治会、コミュニティ、回覧板
11.　新聞、テレビ	12.　友人、知人、家族
13.　その他（　　）	

問22.　あなたは、丸亀市からの情報発信について、どのようにお感じになっていますか。**（１つだけ○）**

1.　満足している	2.　どちらかといえば満足している
3.　普通である	4.　どちらかといえば不満である
5.　不満である	6.　分からない

問23.　問22で4または5と答えた方におたずねします。
不満と感じるのはなぜですか。**（○はいくつでも）**

1. 必要な情報が発信されていない	2. 情報量が少ない
3. 情報発信が遅い	4. 内容が分かりにくい
5. 情報発信する手段が少ない	6. その他（　　）

～自治基本条例（抄）～

（参画）
第16条　市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

2　市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

（政策形成及び実施過程への参画）
第17条　市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2　市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント（※）、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3　前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。

（※）パブリック・コメント…
市が、計画の策定や条例の制定などの過程において、案を公表し広く市民意見を求め、寄せられた意見を取り入れながら政策を決定していく方法。

問24.　これまでにどのような方法で、市政に参画（市政を考える場に参加したり、計画策定・条例制定などに参画したり）したことがありますか。**（○はいくつでも）**

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. 市民説明会への参加
5. ワークショップへの参加	6. アンケート調査（本アンケートを除く）への回答
7. その他（　　）	8. 参加・参画したことがない

問25.　あなたがこれから市政に参画する場合、どのような方法で参画したいと思いますか。（○はいくつでも）

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. 市民説明会への参加
5. ワークショップへの参加	6. アンケート調査への回答
7. その他（　　）	8. 参加・参画したいと思わない

問26.　自治基本条例の内容や運用に関するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。